

令和6年第11回赤穂市教育委員会議事録

- 1 日 時 令和6年11月22日 午後2時00分
- 2 場 所 赤穂市役所第2庁舎第2会議室
- 3 出席委員

教 育 長	尾 上 慶 昌
教育長職務代理者	大 河 龍 生
委 員	志 水 矛
委 員	井 本 学 明
- 4 委員以外の出席者

教 育 次 長	高 見 博 之
教 育 次 長	河 本 学
文化財担当参事兼文化財課長	中 田 宗 伯
学校給食センター担当参事	正 木 洋 志
総 務 課 長	近 藤 雅 之
学校給食センター所長	山 田 善 達
こども育成課長	山 内 陽 子
幼児教育指導担当課長	中 塚 真由美
学校教育課長	杉 山 建 一
生涯学習課長	万 代 充 彦
スポーツ推進課長	岸 本 年 正
中央公民館長兼市民会館長	本 家 信 治
図書館長	狩 川 真 人
書 記	長 尾 一 史
- 5 付議事項

報告14	専決処分の報告について
専第9号	赤穂市教育委員会人事異動について
第28号議案	令和7年度赤穂市公立学校教職員異動方針について
第29号議案	令和6年度赤穂市一般会計補正予算(11月)について
その他	(1) 問題行動、いじめ・不登校の状況について
	(2) 冬季休業中における生徒指導について

議 事 録 署 名

教 育 長 尾 上 慶 昌

署 名 人 志 水 矛

署 名 人 井 本 学 明

令和6年第11回赤穂市教育委員会議事録

教育長

ただいまより、第11回教育委員会を開会いたします。

本日の委員会につきましては、池田委員より、赤穂市教育委員会会議規則第17条第2項の規定に基づく欠席の通知がありましたが、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第3項の規定により、過半数の出席によって、会議は成立しております。

はじめに、令和6年第10回教育委員会議事録の署名を委員にお願いいたします。また、池田委員については本日欠席のため、後日署名をいただきます。

(教育長署名後、委員の署名)

教育長

次に、教育長の報告を行います。

(教育長 報告)

次に、赤穂市教育委員会会議規則第14条第2項の規定により、議事録署名人2名を次のとおり指名いたします。委員と委員にお願いします。

議事に先立ち、赤穂市教育委員会会議規則第5条の規定により、議案の公開又は非公開の決定を行いたいと思います。第29号議案については、同規則第5条第1項第4号の教育予算その他議会の議決を経るべき議案についての意見の申出に関する事件に、その他(1)については、同規則第5条第1項第7号の会議の公開が不適当である事件に該当すると考えられますので、いずれも非公開としてよろしいか。

全委員

異議なし。

教育長

以上のとおりの賛成をもちまして、第29号議案及びその他(1)については、非公開と決定します。それでは、審議に入ります。報告14「専決処分の報告について」、専第9号「赤穂市教育委員会人事異動について」事務局の説明をお願いいたします。

事務局

(報告14「専決処分の報告について」、専第9号「赤穂市教育委員会人事異動について」議案書2～4ページに基づき説明を行った。)

教育長

ただいまの事務局の説明について、ご質疑ございませんか。

ご発言がないようですので、報告14「専決処分の報告について」、専第9号「赤穂市教育委員会人事異動について」を終わります。

次に、第28号議案「令和7年度赤穂市公立学校教職員異動方針について」事務局の説明をお願いいたします。

事務局

(第28号議案「令和7年度赤穂市公立学校教職員異動方針について」議案書5～6ページに基づき説明を行った。)

教育長 ただいまの事務局の説明について、ご質疑ございませんか。

 ご発言がないようですので、第28号議案「令和7年度赤穂市公立学校教職員異動方針について」順次、委員のご確認をいただき、表決といたします。委員いかがですか。

全委員 異議ありません。

教育長 以上のおおりの賛成をもちまして、第28号議案は、原案のとおり議決されました。

 次に、第29号議案「令和6年度赤穂市一般会計補正予算（11月）について」事務局の説明をお願いいたします。

事務局 〔 非公開案件として「令和6年度赤穂市一般会計補正予算（11月）について」説明を行い、その後審議を行った。 〕

 原案承認

教育長 次に、その他（1）「問題行動、いじめ・不登校の状況について」事務局の説明をお願いいたします。

事務局 〔 非公開案件として「問題行動、いじめ・不登校の状況について」説明を行った。 〕

教育長 次に、その他（2）「冬季休業中における生徒指導について」事務局の説明をお願いいたします。

事務局 （ 冬季休業中における生徒指導について議案書13～16ページに基づき説明を行った。 ）

教育長 ただいまの事務局の説明について、ご質疑ございませんか。

委員 交通事故の防止の関係で、2024年11月1日から、自転車運転中のいわゆる「ながらスマホ」が取締りの対象となり、違反すれば6か月以下の懲役または10万円以下の罰金が科されます。さらに、事故を起こした場合は、1年以下の懲役または30万円以下の罰金が科されることになっています。対象年齢は、14歳以上ですので、中学2年生以上が対象となります。街中で、ながらスマホをしている生徒をよく見かけます。本人のためにも、ながらスマホは罰則の対象になるということを、事前指導や注意喚起していただければと思います。

事務局 「ながらスマホ」の厳罰化については、中学校生徒指導連絡会におきまして、注意喚起を行ったところですが、12月に行われます校長会においても注意喚起を行ってまいります。さらに、街中でもまだスマホを見ながら運転している子供達を見かけますので、継続して注意喚起を行ってまいります。

委員 関連して、両耳のイヤホンも取締りの対象となっています。これについても必ず伝えていただけたらと思います。

事務局 両耳へのイヤホンについても合わせて指導してまいりたいと思

います。

教育長 委員は、この通達に記載できるかどうかも含めて聞いておられると思いますが、それは可能ですか。

事務局 12月に発出予定ですので可能です。今後、追記して発出するよういたします。

委員 赤穂東中の校区において、インフルエンザによる小学校、中学校の学級、学年閉鎖があったと伺っております。他の校区も含めて、直近の状況はいかがですか。

事務局 先週は、インフルエンザを含む発熱等による欠席、それに伴う学級閉鎖が多くありました。小学校で3校、6学級、中学校で3校、10学級が閉鎖となっております。概ね先週で収束に向かっており、今週は、小学校で1校、2学級の閉鎖に留まっております。

事務局 幼稚園の状況です。幼稚園は、インフルエンザが数名出ておりますが、学級閉鎖までは至っておりません。ただ、本日、坂越幼稚園において、嘔吐下痢の症状で19名中6名の幼児が欠席しております。感染力の高い症例であるため、拡大防止の観点から、本日を含めた3日間の学級閉鎖を行うことといたしました。

教育長 他にご質疑ございませんか。

ご発言がないようですので、「冬季休業中における生徒指導について」の報告を終わります。

その他、事務局から報告事項等がありますか。

事務局 (令和6年度二十歳のつどいの日程について説明した。)

事務局 (令和6年第12回教育委員会を12月19日(木)午後2時から市役所第2庁舎で開催することを報告した。)

教育長 以上で、本日の日程は全て終了いたしました。これをもちまして第11回教育委員会を終了させていただきます。お疲れさまでした。

(午後2時36分閉会)